

令和元年九月

令和元年九月文京区議会定例議会議案

文京区

目次

議案第十二号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	1頁
議案第十三号	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	21頁
議案第十四号	職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	23頁
議案第十五号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	25頁
議案第十六号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	29頁
議案第十七号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	31頁
議案第十八号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	33頁
議案第十九号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	35頁
議案第二十号	文京区印鑑条例等の一部を改正する条例	39頁
議案第二十一号	文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例	43頁
議案第二十二号	文京区が管理する特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例	45頁
議案第二十三号	文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例	47頁
議案第二十四号	文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例	53頁
議案第二十五号	文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例	55頁
議案第二十六号	文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例	59頁

議案第二十七号	幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	61頁
議案第二十八号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	63頁
議案第二十九号	文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について	65頁
議案第三十号	文京シビックセンターゴンドラ設備二機更新工事請負契約	67頁

議案第十二号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第四条―第十七条）

第三章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第十八条―第三十条）

第四章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条―第三十五条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第二条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

一 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「教特法」という。）第二条第二項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当

二 フルタイム会計年度任用職員であつて、教特法第二条第二項に規定する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当

三 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

3 この条例による給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表)

第三条 会計年度任用職員の給料及び報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第二項及び第十八条第二項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。

2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第五条第一項第一号ア及びイ並びに同項第二号アからウまでに掲げる給料表並びに幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）

第六条第一項に規定する給料表のとおりとする。

3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条
例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。

第二章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)

第四条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、別表に掲げる職種又は職に応じ、
同表額の種別の欄に掲げる月額を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事する
フルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額四十二万円を超えない範囲内において、任命権者が
決定するものとする。

3 前二項の規定により給料の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に
応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定に関し必要な事項は、特別区
人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第五条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月の一日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）に
つき、毎月一回、規則で定める日に、その全額を支給する。

2 新たにフルタイム会計年度任用職員となつた者に対しては、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じ
た者に対しては、その日から新たに決定された給料を支給する。ただし、離職したフルタイム会計年度任用職
員が即日他の職のフルタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数からフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第六条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第十二条の二の規定により地域手当を支給される職員の例により、地域手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第七条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第十三条又は幼稚園教育職員給与条例第十五条の規定により通勤手当を支給される職員の例により、通勤手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第八条 フルタイム会計年度任用職員（フルタイム講師を除く。）には、給与条例第十四条及び職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月文京区条例第七号。以下「特勤条例」という。）の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第九条 フルタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間（次条から第十二条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日及び当該日に特に勤務することを命ぜられた場合

における当該日に代わる日（以下「代休日」という。）をいう。以下同じ。）である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当）

第十条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当の額は、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。

一 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前二項の規定に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた一週間の所定の勤務時間（以下「割振り変更前の所定の勤務時間」という。）を超えて週休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られたフルタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。）に対して、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの

範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が一月について六十時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前三項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 第二項各号に掲げる勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間 百分の五十

（フルタイム会計年度任用職員の休日給）

第十一条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当）

第十二条 所定の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、次条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十三条 第九条から前条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じた時間から三十八・七五を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与)

第十四条 フルタイム講師が教特法第十四条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの百分の百の額を支給することができる。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第七条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前二項の場合を除き、法第二十八条第二項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十七号。以下「休職規則」という。）第二条第三号若しくは第四号（同条第一号及び第二号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第五十五条の二第五項の規定による休職又は育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第十五条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十三年特別区人事・厚生事務組合条例第八号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この

条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第十六条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条及び第三十条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めに関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(フルタイム講師の義務教育等教員特別手当)

第十七条 フルタイム講師には、幼稚園教育職員給与条例第三十一条の規定により義務教育等教員特別手当を支給される職員の例により、義務教育等教員特別手当を支給する。

第三章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第十八条 パートタイム会計年度任用職員の報酬(第二十一条第一項に規定する地域手当に相当する報酬、第二十二條第一項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第二十四条に規定する超過勤務手当に相当する報酬、

第二十五条に規定する休日給に相当する報酬及び第二十六条に規定する夜勤手当に相当する報酬（以下これらの報酬を「諸手当相当報酬」という。）を含まないものをいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種又は職に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額、日額又は時間額を超えない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあつては四十二万円、日額で定める職にあつては四万五千円、時間額で定める職にあつては一万五千円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 前二項の規定により報酬の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額の決定に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第十九条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務一月当たりの報酬額は、基準月額に、当該職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務一日当たりの報酬額は、基準月額を二十一で除して得た額に、当該職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額は、基準月額を百六十

二・七五で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前三項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の一週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして前条により決定した報酬の額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法）

第二十条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、給与期間につき、毎月一回、規則で定める日に、その全額を支給する。

2 新たに月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員となつた者に対しては、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに決定された報酬を支給する。ただし、離職したパートタイム会計年度任用職員が即日他の職のパートタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から報酬を支給する。

3 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 前二項の規定により報酬を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

6 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬）

第二十一条 パートタイム会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬（諸手当相当報酬を含まないものをいう。）の百分の二十の範囲内の額とする。

3 パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給額、支給方法その他地域手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬）

第二十二條 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を報酬で考慮することが適当でないと認められるものに従事するパートタイム会計年度任用職員（教特法第二条第二項に規定する講師に該当する者を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬（諸手当相当報酬を含まないものをいう。）の百分の二十五を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給範囲及び支給額等については、特勤条例の規定を準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額等）

第二十三條 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間（以下この条から第二十六条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十七条第一号に定める勤務一時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十七条第二号に定める勤務一時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇を取得したとき並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつたときは、当該勤務時間一時間につき、第二十七条第三号に定める勤務一時間当たりの報酬額を報酬として支給する。

4 前三項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。
(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

第二十四条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第一号に掲げる勤務で所定の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る本文に規定する報酬の額は、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の

百二十五) を乗じて得た額とする。

一 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前二項の規定に定めるもののほか、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて週休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られたパートタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間(三十八時間四十五分)から当該割振り変更前の所定の勤務時間を減じて得た時間及び次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる時間を合計して得た時間(当該合計して得た時間が当該割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間を超える場合にあつては、当該時間)を除く。次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が一月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前三項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

一 第二項各号に掲げる勤務の時間 百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)

二 割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間 百分の五十

(パートタイム会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第二十五条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給に相当する報酬は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬)

第二十六条 所定の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、次条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額の百分の二十五を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出)

第二十七条 第二十三条から前条までに規定する勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の月額並びに人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じた時間から三十八・七五を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に、三十八・七五をパートタイム会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間で除したものを乗じて得た額

二 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の日額並びに人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計

年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額

三 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の時間額並びに人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第二十八条 パートタイム会計年度任用職員のうち、教特法第二条第二項に規定する講師に該当する者が教特法第十四条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬(第二十二條及び第二十四条から第二十六條までに規定する報酬を除く。)の百分の百の額を支給することができる。

2 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第七条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前二項の場合を除き、法第二十八条第二項若しくは休職規則第二条第三号若しくは第四号(同条第一号及び第二号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第五十五条の二第五項の規定による休職又は育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第二十九条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第三十条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム

会計年度任用職員を除く。) に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めに関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第四章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第三十一条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第十三条第一項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第三十二条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十八号）の適用を受ける非常勤職員の例による。

第五章 雑則

(給与からの控除)

第三十三条 次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- 一 会計年度任用職員の居住の用に供する東京都又は区の施設の使用料及びその使用に必要な経費
- 二 会計年度任用職員がその福利厚生を目的として組織する団体で区長が適当と認めたもの（以下「互助会」という。）の会費並びに互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子

三 互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金

四 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金に係る返還金及び利子（別に定めのある職員の給与）

第三十四条 第二条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員の給与については、常勤の職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(給与の種類及び基準の準用)

2 法第五十七条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準については、この条例中給与

の種類及び基準に関する規定を準用する。

(文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員及び同法」を加える。

別表(第四条、第十八条関係)

職	職種又は職							給料表		額の種別	
	講師	業務系	技能系	医療技術系		一般技術系	福祉系	事務系	月額	日額	時間額
	幼稚園教育職員給料表	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	医療職給料表(三)	医療職給料表(二)	医療職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	給料表の1級の額	月額を二十一で除して得た額	月額を百六十二・七五で除して得た額

備考

- 1 この表において「職種」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成十三年三月二十九日特別区人事委員会決定）十三（一）②に規定する職種をいう。
- 2 この表において「講師」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十七条第十項に規定する講師をいう。

（説明）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第十三号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「三年に満たない場合」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

第五条第一項中「第三条第一項、第二項及び第四項」を「第三条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同条第五項」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

会計年度任用職員の分限に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十四号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一日」を「一日」に改め、「給料」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月文京区条例第 号）第十八条第一項に規定する諸手当相当報酬を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説 明）

会計年度任用職員の懲戒に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成澤 廣 修

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(文京区立幼稚園の園長及び教員に限る。)」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例法第二条第一項に定める教育公務員のうち、文京区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。)

第六条第八項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第二十二条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第一項中「臨時的」を「育児休業法第六条第一項の規定により臨時的」に改め、「任用される職員」の下に「（常時勤務を要する者を除く。）」を加える。

第二十六条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十六条の二第二号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第二十七条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改正する。

付則第十項第二号中「平成三十一年度から平成三十五年度まで」を「令和元年度から令和五年度まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例第二十六条第一項、第二十六条の二第二号及び第二十七条第一項の改正規定並びに次項の規定は令和元年十二月十四日から、第二十一条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年十二月十四日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第二十六条第一項、第二十六条の二第二号及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説明）

会計年度任用職員の給与に係る規定を整備するほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成澤廣修

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「勤務した日」の下に「が十八日以上ある月」を加え、「で区長が定める者」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第十一条第五項中「職員（」の下に「規則で定める者を除く。」を加え、「その者」を「、その者」に、「前各項」を「、前各項」に改め、同条第八項中「から第五項まで」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月文京区条例第 号）第二条第一

項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第三項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続き在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月

までの月数によるものとする。

第十六条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。
付則第十項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項第二号の改正規定は令和元年十二月十四日から、付則第十項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第二項及び第十一条第五項の規定は、令和二年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（説 明）

会計年度任用職員の退職手当に係る規定を整備するほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成澤 廣 修

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
第一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年六月文京区条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第二条 文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年三月文京区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「非常勤職員」の下に「法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第十五条第一項中「勤務時間」の下に「（前条第二号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」を加え、「終り」を「終わり」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超

えない範囲内で行うものとする。

第十六条中「及び幼稚園教育職員の給与に関する条例」を、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第十九条第一項」の下に「並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月文京区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項まで」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例」を、「幼稚園教育職員給与条例」に改め、「第二十二条」の下に「並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条」を、「給与額」の下に「及び報酬額」を、「減額して」の下に「給与を」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において文京区非常勤職員の任用等に関する要綱（十
二文総職第一万九百六十号）第二十九条の規定により育児休業をしている者が施行日以後も引き続き育児休業
をしようとするときは、当該者を職員の育児休業等に関する条例第二条第三号ウに規定する育児休業をしてい
る非常勤職員とみなして、同条例の相当規定を適用する。

（説 明）

会計年度任用職員の部分休業に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十九号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び教員」を「、副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

5 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。
第十五条第一項を次のように改める。

任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、

育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

第十八条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」に改め、同条中「臨時的」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的」に改め、「職員」の下に「（常時勤務を要する者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

2 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年六月文京区条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第七条第二号中「第十五条第一項」を「第十五条第一項第二号」に改める。

（説 明）

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十号

文京区印鑑条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区印鑑条例等の一部を改正する条例

(文京区印鑑条例の一部改正)

第一条 文京区印鑑条例(昭和五十年三月文京区条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「文京区に住所を有し、」を削り、「により」の下に「区が備える住民基本台帳に」を加え、同条第二項中「の各号」を削る。

第七条第一項第一号中「、名」の下に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)以下「令」という。第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する」を削り、「通称(」の下に「令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。」を加え、「「通称」という」を「同じ」に改め、「又は氏名」の下に「、旧氏」を加え、同項第二号中「その他」の下に「氏名、旧氏又は通称以外」を加え、「併せて」を削り、同条第二項中「かかわらず、」の下に「外国人住民(」を加え、「(以下「外国人住民」という。)」を「をいう。以下同じ。)」のうち非漢字圏のもの」に改める。

第八条第一項第三号中「氏名(」の下に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記録がされている」に、「、氏名及び

通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第十二条中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第十五条第五号中「（外国人住民にあつては、通称を含む。）」を削り、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 住民票に記録されている旧氏又は通称を変更し、又は削除したため、登録されている印鑑が第七条第一項第一号に該当することになったとき。

（文京区印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 文京区印鑑条例の一部を改正する条例（平成二十七年十月文京区条例第五十号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードが効力を失う」を「令和二年七月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、令和元年十一月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部改正に伴い、旧氏による印鑑の登録について

て定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十一号

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例(平成九年九月文京区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
別表本駒込五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅の項を削る。

付 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

(説 明)

本駒込五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第二十二号

文京区が管理する特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区が管理する特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区が管理する特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成二十五年三月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「停車帯」の下に「、自転車通行帯」を加え、同条第四項本文中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により

やむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第九条第一項中「道路に」を「第四種（第三級及び第四級を除く。次項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものに」に改め、同条第二項中「多い」の下に「第四種の」を加え、「道路（」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（」に改める。

第十条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十八条中「第八条第一項」の下に「、第九条第一項及び第二項」を加える。

第三十九条中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に係る基準を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十三号

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第五条の見出しを「（保育所における保育に係る費用）」に改め、同条第一項中「以下」を「」（以下）に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「かかわらず」の下に「、第二条の規定により三歳未満児が保育を受けた月において」を加え、「第二条の規定により児童が保育を受けた月において」を削り、「令第四条第四項」を「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第二項第六号」に、「当該児童」を「当該三歳未満児」に、「もの」を「者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項及び前項」を「前二項」に、「第十四条の二第一項」を「第十四条」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「同項第一号又は第二号」を「同条第一号イ又はロ」に改め、「（別表第一に定めるC階層からD4階層までに属する世帯に属するものに限る。）」及び「、同項に定める額を限度として」を削り、「別表第二に定める割合」を「百分の五十」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「、第二条の規定により当該児童（別表第一に定めるC階層からD4階層までに属する世帯に属する者に限る。）が保育

を受けた月において」を加え、「第二条の規定により当該児童が保育を受けた月において」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定被監護者等が三人以上いる場合における令第十四条第二号イからハまでに該当する児童に係る徴収する費用の額は、零とする。

第六条の見出し中「の徴収」を削り、同条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第七条を次のように改める。

(年末保育に係る費用)

第七条 区長は、第四条に規定する保育に係る費用については、これを徴収しない。

第八条中「前三条」を「第五条及び第六条」に改める。

第九条中「から第七条まで」を「及び第六条」に改める。

別表第一備考以外の部分を次のように改める。

保育所における保育に係る徴収金基準額

階層区分	定義及び条件	月 額	
		三歳以上児	三歳未満児
A 階層	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による被保護世帯	〇円	〇円
B 階層	区市町村民税非課税世帯	〇円	〇円
C 階層	区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	〇円	一、九〇〇円
D 階層	区市町村民税のうち所得割課税額が四八、〇〇〇円未満である世帯	〇円	二、四〇〇円

D 14 階層	D 13 階層	D 12 階層	D 11 階層	D 10 階層	D 9 階層	D 8 階層	D 7 階層	D 6 階層	D 5 階層	D 4 階層	D 3 階層	D 2 階層	D 1 階層
区市町村民税のうち所得割課税額が三〇三、〇〇〇円以上三二四、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が二八〇、〇〇〇円以上三〇三、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が二五六、〇〇〇円以上二八〇、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が二二一、〇〇〇円以上二五六、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が一八五、〇〇〇円以上二二一、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が一五七、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が一三九、〇〇〇円以上一五七、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が一二一、〇〇〇円以上一三九、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が一〇三、〇〇〇円以上一二一、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が八五、〇〇〇円以上一〇三、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が六六、〇〇〇円以上八五、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が五八、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が四九、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満である世帯	区市町村民税のうち所得割課税額が四八、〇〇〇円以上四九、〇〇〇円未満である世帯
〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
三五、七〇〇円	三四、二〇〇円	三二、五〇〇円	三一、〇〇〇円	二九、二〇〇円	二七、五〇〇円	二五、五〇〇円	二三、六〇〇円	二一、五〇〇円	一九、一〇〇円	一五、四〇〇円	九、四〇〇円	八、三〇〇円	六、七〇〇円

D 15階層	区市町村民税のうち所得割課税額が三二四、〇〇〇円以上三四二、〇〇〇円未満である世帯	〇円	三七、二〇〇円
D 16階層	区市町村民税のうち所得割課税額が三四二、〇〇〇円以上三六〇、〇〇〇円未満である世帯	〇円	三八、五〇〇円
D 17階層	区市町村民税のうち所得割課税額が三六〇、〇〇〇円以上三七八、〇〇〇円未満である世帯	〇円	四〇、〇〇〇円
D 18階層	区市町村民税のうち所得割課税額が三七八、〇〇〇円以上四六八、〇〇〇円未満である世帯	〇円	四三、四〇〇円
D 19階層	区市町村民税のうち所得割課税額が四六八、〇〇〇円以上五〇一、〇〇〇円未満である世帯	〇円	四八、九〇〇円
D 20階層	区市町村民税のうち所得割課税額が五〇一、〇〇〇円以上五四六、〇〇〇円未満である世帯	〇円	五三、七〇〇円
D 21階層	区市町村民税のうち所得割課税額が五四六、〇〇〇円以上六六六、〇〇〇円未満である世帯	〇円	五七、五〇〇円
D 22階層	区市町村民税のうち所得割課税額が六六六、〇〇〇円以上八九〇、〇〇〇円未満である世帯	〇円	六二、五〇〇円
D 23階層	区市町村民税のうち所得割課税額が八九〇、〇〇〇円以上一、二二〇、〇〇〇円未満である世帯	〇円	六七、五〇〇円
D 24階層	区市町村民税のうち所得割課税額が一、二二〇、〇〇〇円以上一、五二〇、〇〇〇円未満である世帯	〇円	七二、五〇〇円
D 25階層	区市町村民税のうち所得割課税額が一、五二〇、〇〇〇円以上である世帯	〇円	七七、五〇〇円

別表第一備考2中「三歳児又は」を削り、同表備考3中「所得割」を「所得割課税額」に改める。
 別表第二を削り、別表第三備考3中「所得割」を「所得割課税額」に改め、同表を別表第二とする。
 別表第四を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例（以下「新条例」という。）第五条第二項から第四項まで及び別表第一の規定は、令和元年十月以後の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額について適用し、同年九月以前の月分の保育所における保育に係る徴収金基準額については、なお従前の例による。

3 新条例第七条の規定は、この条例の施行の日以後に行う文京区保育所における保育に関する条例第四条に規定する保育（以下「年末保育」という。）に係る費用について適用し、同日前に行われた年末保育に係る費用については、なお従前の例による。

(説 明)

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十四号

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

文京区立認定こども園条例（平成二十七年十月文京区条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項本文中「以下」を「」（以下）に、「第五条の規定による保育料」を「第五条第一項に規定する額」に改め、同項ただし書を削る。

第十二条第二項中「第五条」を「第五条第二項及び第三項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区立認定こども園条例（以下「新条例」という。）第十一条第一項の規定は、令和元年十月以後の月分の保育料について適用し、同年九月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 新条例第十二条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に行う文京区立認定こども園条例第五条第二号に

規定する預かり保育（以下「預かり保育」という。）に係る保育料について適用し、同日前に行われた預かり保育に係る保育料については、なお従前の例による。

（説明）

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十五号

文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第五条中「保育料及び」を削り、「（以下「保育料等」という。）」を「の額」に改め、同条ただし書を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保育料の額は、零とする。

第五条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の四第二号に該当し、同法第三十条の五第一項に規定する認定を受けた者の預かり保育料の額は、零とする。

第六条の見出し中「保育料等」を「預かり保育料」に改め、同条中「委員会が」を「委員会は、」に、「前条」を「前条第二項」に、「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

区分	金額	
登録利用	月額	八、九〇〇円
一時利用	日額	四五〇円

備考 登録利用（あらかじめ委員会に登録した上で預かり保育を利用することをいう。）に係る預かり保育料は、登録されている間の月分について徴収する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区立幼稚園使用条例（以下「新条例」という。）第五条第一項の規定は、令和元年十月以後の月分の保育料について適用し、同年九月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 新条例第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る預かり保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

4 令和元年九月以前の月分の保育料の減免については、新条例第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 令和元年九月以前の月分の保育料の還付については、新条例第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明)

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十六号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「いう。」の下に「の額」を加え、「文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）第五条第一項から第四項までの規定により得られた額」を「零」に改める。

第七条中「文京区保育所における保育に関する条例」の下に「（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）」を加える。

第八条の見出し中「保育料等」を「延長保育利用料」に改め、同条中「保育料及び」（以下「保育料等」という。）を削る。

第九条中「保育料等」を「保育料若しくは延長保育利用料」に、「その」を「延長保育利用料の」に改める。
第十条を削り、第十一条を第十条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例(以下「新条例」という。)第六条の規定は、令和元年十月以後の月分の保育料について適用し、同年九月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 令和元年九月以前の月分の保育料の還付については、新条例第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和元年九月以前の月分の保育料の減額については、この条例による改正前の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例第十条の規定は、なおその効力を有する。

(説明)

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十七号

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十八条第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第三十条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第三十二条の二の次に次の一条を加える。

(昇給についての適用除外)

第三十二条の三 第七条第二項から第五項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年三月文京区条例第十七号)の一

部を次のように改正する。

付則第三項第二号中「平成三十一年度から平成三十五年度まで」を「令和元年度から令和五年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第一条中幼稚園教育職員の給与に関する条例第三十二条の二の次に一条を加える改正規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第一項、第二十八条第二号及び第三十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十八号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を次のように改める。

教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

2 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年六月文京区条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第七条第二号中「第十七条第一項」を「第十七条第一項第二号」に改める。

(説 明)

幼稚園教育職員の特別休暇に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十九号

文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について

右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について

平成二十九年十二月二十二日付けで締結した文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定の一部を左記のとおり変更する。

記

一 協定の目的 文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事

二 協定金額 金二十五億六千五百十二万九千四百三十六円

(変更前の協定金額 金二十三億九千六十四万四千八百円)

三 協定の相手方 京都府京都市伏見区桃山町大島三十八―五百二十八

社会福祉法人洛和福祉会

理事長 矢野阿壽加

(説明)

工事の内容の変更に伴い、協定の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工期 平成二十九年十二月二十三日から令和二年二月二十九日まで

（変更前の工期 平成二十九年十二月二十三日から令和元年十一月三十日まで）

二 支出科目 平成二十九年度 一般会計 民生費 老人福祉費
心身障害者福祉費

平成三十年度 一般会計 民生費 老人福祉費
心身障害者福祉費

令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費

心身障害者福祉費

議案第三十号

文京シビックセンターゴンドラ設備二機更新工事請負契約

右の議案を提出する。

令和元年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンターゴンドラ設備二機更新工事請負契約

文京シビックセンターゴンドラ設備二機更新工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンターゴンドラ設備二機更新工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三億三十万円
- 四 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目十六番一号

清水建設株式会社

代表取締役 井上和幸

(説明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年三月文京区条例第十二号)第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和三年一月二十九日まで
- 二 支出科目等 令和元年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和二年度 債務負担行為

